

令和4年神奈川県議会第1回定例会 総務政策常任委員会

令和4年3月18日

亀井委員

公明党の亀井です。よろしくお願ひします。

私からも特別自治市構想について何点かちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思っています。

昨日の話は、先行会派のほうも出ましたけれども、まず、指定都市市長会、昨年11月に最終報告取りまとめたということで、県内3指定都市の特別自治市実現に向けた動向ですね、昨日の動きも含めて、最近の情報も含めてどうでしょうか。

広域連携課長

まず、横浜市の動向ですが、昨年12月に山中市長が総務大臣政務官に対し特別自治市の早期実現の要望を行いました。また、今月ですけれども、市役所本庁舎において大都市制度特別自治市パネル展を開催しています。パネル展でございます。なお、横浜市は特別自治市制度の設計に向けた事務事業等の調査委託を行っておりまして、今年度中に県の事務事業等を基に制度設計に係る課題等を整理し、まとめる予定というふうに承知しております。

また、川崎市の動向ですが、昨年12月に一部の区役所において特別自治市のパネル展を開催しています。また、本年2月に新たな地方分権改革の推進に係る方針を改訂し、特別自治市制度を目指すことを明記した上で記述を大幅に増やしています。さらには2月、同じ月に、来年度に特別自治市制度の実現に向けた広報活動支援業務委託を実施するため事業者の公募を開始したりしています。

相模原の動向については、現時点では広報活動等の動きはありません。

さらに言えば、先ほど委員、御指摘ありましたように、昨今、調整会議の開催等を求めた動きがありまして、昨日は首長レベルの会議のほうの設置を求めるというような緊急声明を出されたというふうな状況でございます。

亀井委員

ありがとうございます。研究会報告書についてちょっとお聞きしたいんですけれども、特別自治市構想の実現というのは県の総合調整機能に支障が生じるんだというふうな指摘があるんですが、具体的にどういうふうな事態を想定しているのか。

広域連携課長

県は、医療資源や水源など、県内に偏在する地域資源を有効活用して広域的なスケールメリットを生かした取組や市町村のバックアップといった取組を開発するなど、指定都市内外を問わず総合調整機能を発揮しています。

例えば今般のコロナ禍においては、県は特に患者の急増期において指定都市から市域外への患者の入院搬送調整を行ってきました。これが県と特別自治市という別々の区域に分断され、現在のスケールメリットを生かした調整ができなくなるおそれがあります。

また、地震等の災害時には自地域への対応が優先となってくるため、特別自治市から県への消防による支援や、県から特別自治市に対する人的・物的支援

が減る、または遅れるなど、現在の県域としての一体性のある取組が弱体化するおそれがあります。

このように、県が発揮している総合調整機能には大きな支障が生じるおそれがありまして、県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、県としては特別自治市の法制度化は妥当でないと考えております。

亀井委員

分かりました。先ほどの質疑の中で私も疑問に思ったことがあるんでまたお聞きしたいんですけども、ちょっと話を変えて、一層制とか二層制の話になつて、今は二層制で県の立場と市の立場という2つの二層制ですよ、特別自治市になると一層制なので、先ほどの御答弁からすると、住民自治がなかなか反映できないんじゃないかなというふうな話もあったんだけれども、その中で、先ほど住民自治の話の中で、県知事の選挙とか県議会議員の選挙にコミットできない、要するに政令市の市民はそういうところの選挙にコミットできないから、要するにそこでも住民自治に少し資するところが、資するというか、削られるところがあるよねという話があったと思うんだけれども、でも、特別自治市になると、県とは独立した考え方なんで、県知事選とか県議会議員選挙にコミットさせる必要ないんじゃないかなと思ってんだけれども、それはどうなんですか。

広域連携課長

特別自治市になると、当然、県知事選挙、あるいは県議会議員選挙というのは関係なくなってくるかと思います。一方で、本当に、一層制ということで、一人の市長、一つの市議会で、それを代表しているということになりますので、一方で、事務、権限のほうについては、これまでの指定都市の分に加えて、県がやっていた部分、それを担ってやっていくというような状況がございます。そうしたもろもろの状況を踏まえますと、住民代表機能、住民ニーズの反映であるとか住民意思の反映に懸念が生じるおそれがあるということでまとめさせていただいているものでございます。

亀井委員

ありがとうございます。一層制の話の中で特別自治市のほうの意見としてちょっと聞いた話だと、区長を例えれば議会から承認を得た職にするとか、区ごとに常任委員会を設置して要するにそこに議員を配置するとか、要するに住民自治を補完するために二層制じゃなきゃ駄目なんだということを廃止するような取組をしてんだけれども、それでもやっぱり住民自治に少し欠ける部分があるんですか。

広域連携課長

確かに指定都市として権限機能強化を図っている部分はあるかと思いますが、この辺については、さきの30次の地方制度調査会でも、公選制までは求めないけれども、より機能の強化が必要であろうというふうにされていたところでございます。それに対しての回答が出ているというような状況ではないというふうに認識しております。

亀井委員

もうちょっと大きい声で言ってもらえますか。最後のほう、聞こえなかった。
広域連携課長

住民代表機能については、30次の地方制度調査会のほうでも、より強化を図

るべきであろうと、公選制までを必ず求めるわけではないけれども、その機能をもっと強化を求めるということで指摘があったところです。既に、法的にも、総合区制度、あるいは区の地域協議会といった制度が設けられていますが、そちらのほうをまだ検討するというような段階で、導入されているような事例はありません。こういう現行の指定都市としての区の機能強化を図った上で、さらにその強化を図っていくような検討が必要だろう、場合によっては公選制というのをきちんと入れていくというような対応も必要だろうというふうに考えております。

亀井委員

分かりました。そういうところも県の立場でしっかりと説明をできないと、住民の皆さんに理解していただけないといけないかなと思って、今、質問させていただきました。

次に、コロナ禍における二重行政の話、というかコロナ禍における対応、今の医療の話も冒頭話をしていただきましたけれども、入院搬送機能とかそういうところで、市の要するに境界をまたいだ上で県の総合調整機能が果たされたということで、それはすごくいいことだったと思うんです。でも私、コロナのことで一番当初は心配したのは、東京の感染者は今日何人ですかと、大体3時ぐらい、2時か3時にもう答えが出るんですけども、神奈川県は、今回、今日何人なんだろうというふうに感染者の数をずっと待っているんだけれども、5時とか6時になってやっと出てくるんです。これはなぜかというと、総合調整機能とは別に、保健所の設置市が神奈川県の場合6あるんです、6、そのほかは県がやってんだけれども、この6の中で特に人口の多いところはなかなか答えを出さない、というか出せないということがあった。

特別自治市やろうとしているところは、そういうところも任せてくれと、県のほうに一々報告するんじゃなくて私たちは私たちでやるからもう任せてくれということを言ってんですよ。県のほうに上げなきゃいけないから、そこで時間がかかるつちやって、何やってんのと言われても、私たちは人口が多いんだと言われちゃうわけらしいんです。

そういうのがあったりとか、あとは、もう一つは、個別の事例で大変恐縮なんですけれども、県議会でもよく議論になるのは、例えば横断歩道の要するにペインティングが薄くなつて、全然見えないじゃないか、私なんかも要望を受けんだけれども、ここの横断歩道薄いから早く描いてくれと、ここは通学路になつてんだから、子供たち渡んのに全然横断歩道見えないんですけどもみたまゝ話になるんだけれども、これ神奈川県全体の話なんですよ。だけど、特別自治市やろうと思っているところは、任せてくれと、財源と権限を渡してくれたら私たちは迅速にやるんだというふうに言ってんだけれども、そういうことに関しては県はどう考えていますか。

広域連携課長

個別の事務事業については、在り方等あるかと思うのでそれについては逐次検討していく、神奈川県もこれまで、指定都市都道府県調整会議等を使って県としても権限移譲等行ってきた、必要なところは権限移譲等を行ってきたというところではございます。一方で、総合調整機能について、神奈川県としては、地域に偏在する資源を活用して、それを活用して全県にわたって広域的な

視点から広範なサービスを提供しているわけですけれども、それが一方で特別自治市のような形で資源が集中する大都市がぽんと区分されてしましますと、そこの総合調整機能については当然影響が出てくるのかなというふうに理解してございます。

亀井委員

総合調整機能は確かに大切なけれども、今までも、課長おっしゃったように、パスポートの発給事務とか、コンビナートのことに関しても、移譲するような話がありますよね。いろんなこと移譲していく、要は、こう言っちゃあれだけれども、神奈川県と政令市との間ではもう警察行政ぐらいしか残っていないから、どんどん移譲してくれよという話になっていて、そういう意見があるらしくて、その中の一環として、私が先ほど保健所の設置市の話と、警察行政の一環だけれども今みたいな交通行政の話をしたんですけれども、そういうことに関して具体的にはどうなんですか。

広域連携課長

先生が、今、御指摘された事例、それぞれがどうかというの別としまして、個別の事務であり権限でありというところで、役割分担であるとか権限移譲といった具体的な何か課題が生じている場合については、その課題の解決に向けて、指定都市都道府県調整会議であるとか、実務レベルの協議会というのがございますので、そこに、指定都市等から申出があればそこはしっかりと協議をして対応を図っていきたい、ことになるのかなというふうに理解してございます。

亀井委員

分かりました。要は、それもやっぱり迅速にやったほうがいいと思うんですよね。こういうことを要するに理由づけにして、特別自治市やりましょうよという話になっているのかなとも思っているんで、だからそういうところをしっかりと、もしかしたら制度疲労を起こしちゃっているのかもしれない。今までの取組が長く続いたらしくて、結局なかなか改善できないことが当たり前のようになっちゃっていて、そういうことの制度疲労が、実はもう改善したほうがいいよということの一環で、要するにもしかしたら特別自治市の何か大きな流れのほうに、方向性の一つの理由づけになっているかもしれないんで、課長、今おっしゃっているんであれば、それは早く迅速に対応しなきゃいけないと思います。これはだから政策局だけじゃなくて、例えば安防もそうだし、県警もそうだし、そういうところとやっぱり連携しながら、あとは健康医療局とも連携しながらやっぱり迅速にやっていかないと、こういうことで足引っ張られちゃうということになっちゃうとあれでしょう、課長としても不本意だと思うんで、そういうことをやっぱりしっかりとやったほうがいいなと思います。

次に、先ほど財政力指数の話が出まして、この研究会の報告書の中の23ページに表が書いてあるんです。財政力指数がもう同じようなレベルじゃないかと、要するに特別自治市やろうよと言っているところは、この財政力指数の数字を見て言っているんで、神奈川県が0.9、横浜市が0.97、川崎市1.02、そして相模原市0.89、ほぼほぼ全然、ほぼほぼ、変化というか、あまり違いはないんですよ。そういうことからすると、財政力も全然、財政力指数から見たってやるべきだと思うんだけども、というふうに言われているんですけども、これ

についてはどうに考えますか。

財政課長

神奈川県の財政力指数は 0.9、例えば横浜市は 0.97 という形と提示をさせていただいている。そのうち、実際には、この内訳としまして、例えば神奈川県は標準財政規模 1.3 兆円に対して、その内訳としては標準税収が約 1 兆 1,000 億円、残り交付税と臨財債合わせて 2,000 億円必要となっています。

これに対しまして、例えば横浜市は標準財政規模 9,500 億円程度に対して、標準税収は 8,800 億円、交付税と臨財債合わせても 600 億円しかない、つまり交付税や臨財債に頼らなくても十分やっていける体制というのが県と横浜市の大きな違いとなっています。

また、川崎市についてはそもそも交付税の不交付団体となっています。

財政力指数としては確かに似通った数字になっていますが、その内訳としては、自らの税だけで何とかなっているというところと、交付税に頼らなければなかなかそうではないという点で大きな違いが出ておりますというふうに考えています。

亀井委員

財政力指数だけじゃなくて、臨財債の話とか、交付税の話、臨財債、借金の話もあるし、そういうことも加味した上で、しっかりと考えていかなきゃいけないよねという話だったと思うんで、ぜひこれを分かりやすく伝えていただきたいんですよね。財政力指数だけ取り上げられて大丈夫じゃないかと言われてもこれは困る話なんで、だからそこはしっかりと説明していただかないと困るというふうに思います。

次に、この研究会報告書の 28 ページにもあるんですが、留保財源の話が出ていて、留保財源やその他財源の減収による歳入減が歳出減を上回る結果、歳出が 9,328 億円、歳入が 8,875 億円となって、これ一つの例として挙げているんですけれども、約 450 億円の財源不足が見込まれますよと。この財源不足というのは交付税では措置されません。全ての県内指定都市が特別自治市に移行した場合、そうした場合は約 680 億円の財源不足分になるんだと、この財源不足額というのは、県の政策的経費、一般財源としては 2,000 億円の 3 分の 1 を占めるわけです。この 680 億円とかという数を見ちゃうと、よく皆さん方が予算の説明に来られたときに、今回は 800 億円の財源不足ですとか 500 億円の財源不足ですとかというふうに話をされるんだけれども、結局帳尻を合わせてというか、ほかのいろんな財政的なスキームをいろいろ組み替えて最終的には帳尻が合うようになるんですね。だから、この 680 億円が足りないんですよと言わされたときに県民はどう思うかというと、これ何とかなんじゃないのと、結局はだって県は最終的に帳尻合わせてくるから別に大したことないよねというふうに思われてしまうと思うんですが、そういうふうな認識でよろしいですか。

財政課長

報告書に記載されている 680 億円の財源不足ですが、こちらは令和元年度の決算額、決算ベースのものです。ここに特別自治市移行による地方交付税の増額なども反映したと、その上でなお生じるもののが 680 億円という意味です。

一方で、県税は毎年秋に財源不足を公表しています。例えば令和 4 年度当初予算編成ではその額を 850 億円といたしましたが、これはこのまま予算査定や

財源対策をしなければ令和4年度には 850 億円の不足が発生するという意味です。あくまでこれは予算査定を行う前のものです。

一方、今回公表した 680 億円の不足額は決算ベースのものですので、一度收支均衡を図った予算を編成した上で、その上でさらに足りなくなる金額という意味です。なのでこれは非常に深刻な影響が出る。

また、680 億円といいますのは、これはあくまで一般財源だけの数字です。歳出予算としてはこれに特定財源も加わりますので、もしこれを歳出の削減で賄おうとした場合、その必要な事業費は 1,000 億円を超えるものになると想定されます。これまで毎年計上してきました県単独の医療費助成ですとか、県単独の土木事業費などを全て見直さざるを得なくなる。その場合は、政令市とその他の市町村との間の行政サービスの差というのは無視できないレベルになる可能性がございます。

なお、この県の試算どおりに 680 億円の財源不足が発生している状態といいますのは、政令3市が特別市に移行した後の数字です。そうなりますと神奈川県の財政規模は大きく縮小することになります。財政規模見合いで考えた場合、この 680 億円の不足額といいますのは、現在の平年度ベースで 1.8 兆円程度の財政規模という感覚からしますと、恐らく 2 倍以上の 1,000 億円を超えるようなインパクトのある数字です。それが予算編成前ではなく決算ベースを前提に確保しなければならない、そうなりますとその対策は極めて困難なると考えています。

亀井委員

今の説明でやっと分かりました。この 680 億円という数字はそんな甘い数字じゃなくて、県としてはもう致命的な、金額というか、数ですよ。冒頭にも申し上げたんですけれども、私は今日今やっと分かったんですけれども、県民の皆さんには私よりもすごくよく分かっている方ばかりなんで多くの人は分かっていると思うけれども、私みたいに分かっていない方も中にはいらっしゃると思うんです。だから、そういうことでこの議論のときには、県民目線というのは県民の皆さんにしっかりと分かるように伝えていかなきや分かんないですから、そのそもそも論として県民目線になつてないということだと甚だ問題だから、そこをしっかりとやっていただきたいということなんです。

もう一つは、先ほど課長にもお話ししたように、一つ一つの個別の事例を出して、これについてはこうしていきますという話なんだけれども、そこは早急にやったほうがいいですよ。今問題になつていてるんだから。問題になつていてるのをそのままにしておいて、じゃどうしましようかと次の大きなステップに行くんじゃなくて、ここはこうしましようということを一つ一つやっぱり積み上げていかないと、議論の土台がなくなつた上で砂上の楼閣みたいになっちゃいけないので、ぜひそこは気をつけていただいて、今後、県民の皆さんにしっかりと見える化できるような、しっかりと理解していただけるような議論になるよう要望して、私の質問を終わります。

意見発表

亀井委員

公明党神奈川県議団を代表いたしまして、本定例会に付託をされた諸議案等について意見、要望を申し述べます。

まず、ウクライナ情勢に対する県の対応についてであります。2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略は国際社会への暴挙であり、断じて許すわけにはいきません。多くの市民が国外に避難している中、国際社会が協力して支援していくことが必要だと思います。

政府にあっては、本日18日、ウクライナ避難民対策連絡調整会議を開き、官民一体で支援を進めていくとの報道もあるところです。

県では既にウクライナ避難民支援相談窓口の設置やウクライナ避難民支援等対策会議による全庁検討体制を構築し、具体的な検討も進めていることは評価をするところです。

避難してくるのは女性、子供、高齢者であり、戦火を逃れ不安と絶望の中で避難した方々が安心して生活できるよう、府内はもとより市町村をはじめ様々な関係者と連携して、寄り添った効果的な支援につなげていくことが必要であると思います。

この件については予算委員会でも質疑をいたしましたが、住居、孤立化対策をはじめ東日本大震災のノウハウも十分活用しながら、速やかな支援に結びつけるよう全庁一丸となって進めていただくことを要望します。

次に、ヘルスケア・ニューフロンティア、国際展開推進事業費についてです。黒岩知事が2022年度中に、ライフサイエンス分野の協力で覚書、MOUを交わしているシンガポールと米国メリーランド州を訪問する方針を明らかにしましたが、新型コロナウイルスの感染状況を考慮した上で、私はオンラインでの方式でもこれは可能ではないかと申し上げました。Withコロナ、ポストコロナのニューノーマルという観点からも今でもそれを私は強く思っていますし、それをしっかりと検討していただきたいと思います。

また、未病やヘルスケアということよりも、コロナへの、またコロナをはじめ感染症への県の危機対応を県民は注視していると思います。覚書を生かし、コロナをはじめ感染症対策で海外の知見を取り入れるなど、目に見える成果をぜひともお願いしたいと思います。

次に、令和4年度税制改正案についてです。納税手段を拡大することで納税者の利便性は向上し、結果として納期限内の納付率は向上し、早期収入化が図られ、督促状の発付経費などの削減効果も見込まれるなど、納税者、県にメリットは大きいと思います。また、電子化を図っていくことで事務の効率化も図ることができます。税務にあっては適正な事務執行を行うことが重要ですので、効率化を考えて見直しを行うことが困難なこともあると思いますが、まずはe-LTAXの対象税目の拡大に向けてしっかりとシステムの改修を行っていただくことを要望します。

次に、ICT活用による業務効率化についてです。RPAやAI-OCRをはじめとするICTを活用した業務の効率化については、本県の働き方改革を推進するに当たっても大いに期待をするところです。しかし、まず業務そのも

のを見直しした上でＩＣＴを活用しなければ期待される効果が十分発揮されない。ＩＣＴの効果を最大限発揮させるためにも業務の見直しをしっかりと進めていただき、こうしたＩＣＴの活用を積極的に進められる体制を整備することを要望します。

次に、特別自治市構想に関する神奈川県の見解についてです。県民・市民は、二重行政と言わるとそれだけで思考停止となり、二重行政は解消しなければならないと結論づけてしまいます。しかし、図書館や公営住宅、そして商店街振興の県の説明のように、二重に思えるものについても用途や募集の規模や展開する範囲が違うといったような詳細に説明をしなければ分からないこともあります、ぜひとも詳細にわたる説明をお願いしたいと思います。

また、神奈川県及び県内指定都市の財政規模については、確かに財政力指数だけを取り出して検討するのであれば差はないように見えますが、それだけではなく、標準税収入額や普通交付税、臨財債発行可能額等の比較により差が歴然とすることも理解しました。特に特別自治市に移行した場合の県としての財源不足額についても、ぜひ県民・市民に分かりやすい説明を求めます。総論・各論を通して、県民目線、市民目線のより分かりやすい説明になるよう、しっかりと取り組むことを要望いたします。

以上、意見、要望を申し上げまして、本定例会に付託をされました諸議案等について賛成を表明し、意見発表とさせていただきます。